

	新潟市教育委員会 平成22年4月 定例会会議録			
日 時	平成22年4月21日(水) 午後3時00分			
場 所	市役所 白山浦庁舎 7号棟 4階 白7-405会議室			
出席委員 (6名)	佐藤 委員長	欠席委員		
	小嶋 委員			
	田中 委員			
	山田 委員			
	齋藤 委員			
	鈴木 教育長			
会議に出席 した職員 (17名)	職・氏名		職・氏名	
	教育次長	大塚 俊明	教職員課長	遠藤 英和
	教育次長	貝瀬 功一	総合教育 センター所長	津野 敏江
	教育次長 中央図書館長	八木 秀夫	学校支援課長	南 敦
	教育総務課長	前田 秀子	地域と学校ふれあい 推進課長補佐	本多 芳昭
	学務課長	朝妻 厚雄	生涯学習センタ 一次長	和田 明彦
	施設課長	芋川 常治	中央図書館 企画管理課長	内山 正之
	保健給食課長	朝妻 博		
	生涯学習課長	玉木 一彦	教育総務課 課長補佐	佐藤 栄治
			教育総務課 総務企画係長	小関 洋
			教育総務課主査	杉本 浩
その他の 出席者 (名)				

開会	時 刻	午後 3時00分
	宣 言 者	委員長
選挙	議案番号	件 名
付議事件 (8件)	議案番号	件 名
	議案第1号	荻川小学校の通学区域の設定について
	議案第2号	結小学校の通学区域の変更について
	議案第3号	教育財産の用途廃止について
	議案第4号	第29期社会教育委員の委嘱について
	議案第5号	平成23年度使用新潟市立小学校・中学校・特別支援学校用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第6号	平成23年度使用新潟市立高志中等教育学校前期課程用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第7号	平成23年度使用新潟市立高等学校用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第8号	職員の人事措置に係る訴訟について
報告 (5件)	記 号	件 名
		新潟市立学校適正配置審議会答申について
		議員提出議案第59号 新潟市立小・中学校の統廃合に関する決議について
		小・中学校教員採用選考検査について
		新潟県立特別支援学校高等部について
		新潟市教育フォーラム2010について
協議題 (0件)	記 号	件 名

第1 開会宣言

○委員長 午後3時00分開会を宣言する。

第2 会議録署名委員の指名

○委員長 小嶋委員，田中委員 両委員を指名。
教育総務課長から資料の差し替えがございました。

○教育総務課長 机上に差し替えの資料を配付させていただきましたが，当初，報告としていた件につきまして，1件，議案に変更させていただきます。よろしくお願いいたします。

第3 付議事件

○委員長 それでは，付議事件からまいりたいと思います。議案第1号 荻川小学校の通学区域の設定について，学務課からお願いします。

○学務課長 学務課でございます。1ページの議案第1号荻川小学校の通学区域の設定について，2ページの議案第2号結小学校の通学区域の変更についてでございますが，関連がありますので，一括して説明させていただきたいと思います。

秋葉区では，児童数の減少と校舎の老朽化によりまして，平成22年度で市之瀬小学校を廃止し，平成23年度に結小学校区の一部を加えて1校新設する，結・市之瀬小学校再編改築事業を進めております。この事業では，建設費の国庫補助を求めするため，平成21年2月の教育委員会定例会で新設小学校区は市之瀬小学校区を継承し，結小学校区の一部を含めること，結小学校区から新設小学校区を除くことを内容とする議決をいただいたところでございます。このたび，平成22年2月市議会定例会で，市之瀬小学校を廃止し平成23年4月1日から荻川小学校を新設する内容の新潟市立小学校条例の改正がございましたので，改めて来年4月1日からの荻川小学校と結小学校の通学区域を定めるためお諮りするものでございます。

3ページの荻川小学校新設に伴う通学区域の設定及び変更について，概要をごらんいただきたいと思います。1と2の通学区域を設定または変更する区域ですが，平成21年2月定例会で議決いただいた地域と同じでございます。理由は3に記載のとおりでございます。昨年の推計ですが，来年の開校時の状況は4のとおり荻川小学校が通常学級で16学級の予定でございます。

4ページの通学区域概図をごらんください。この図は，小阿

賀野川の南側の地域のもので、右側に信越本線が南北に点線で示されております。上の図面が現在の状況で、水色で囲まれた部分が市之瀬小学校区、緑色の部分が結小学校区です。平成 23 年 4 月からは、下の図のように水色の部分を荻川小学校区にしたいというものでございます。なお、この 2 校を校区とします新津第二中学校の通学区域は変更ございません。

以上で議案第 1 号と第 2 号の説明を終わらせていただきます。審議をお願いいたします。

○委員長

ありがとうございました。ただいま、議案第 1 号、第 2 号、併せてご説明いただきました。何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

○小嶋委員

2 点ほどお伺いしたいんですが、市之瀬小学校に通っている信濃川沿いの子どもたちというのは、スクールバスか何かを使って通うのでしょうか。

○学務課長

ただいま、スクールバスを運行するというので、地元と調整をしているところでございます。

○小嶋委員

ありがとうございます。
もう 1 点お聞きしたいのですけれども、第二中学校というのは大分老朽化している学校なのですけれども、それが結小学校と直結してあるわけですが、将来的にはこの荻川小学校の辺りに移設する可能性というのはあるのでしょうか。

○学務課長

新設小学校を計画する段階において、第二中学校の移転については考慮に入れておりません。

○小嶋委員

第二中学校はいつ頃建設されたものだったのでしょうか。

○学務課長

すみません、今、資料がございません。

○田中委員

学校の規模を比較しますと、荻川小学校の中に市之瀬小学校の児童が入るわけですが、人数的に大分差がありますよね。そういう点で、校舎ですが、子どもたちもやはり不安を持っていると思うのですけれども、開校までのこの 1 年間、学校では児童同士の交流というものを計画しているのでしょうか。

○学務課長

昨年度、まず、教員同士の交流が始まったと聞いておりますし、本年度は、校外活動等を通じて、同じ行事に参加するような形を計画していると伺っております。また、運動会の日を少し変えまして、交互に訪問できるようなことも計画していると聞いております。また、小学校の高学年の子どもたちは、この荻川地域の中の地域スポーツがございまして、そこではすでに一緒に活動しているというような実績もございます。そういう

ことを踏まえながら両校の皆さんで、ご心配のような点について、できるだけ問題が生じないように、これから1年間していただけるものと考えております。

○委員長

よろしゅうございますでしょうか。

そのほかございますか。

ないようであれば、議案第1号、議案第2号を合わせてご承認いただけますでしょうか。

ありがとうございました。

続きまして、議案第3号の教育財産の用途廃止について、施設課からお願いします。

○施設課長

議案第3号教育財産の用途廃止についてご説明申し上げます。

万代長嶺小学校は、平成17年4月1日に旧沼垂高等学校跡地である現校舎に移転をいたしました。これによりまして、移転前の旧万代長嶺小学校の土地、建物につきましては、地方自治法に基づき、教育財産から普通財産に用途変更し市長部局に所管替えを行うよう、平成16年から市の管財課と協議に入り、土地、建物の財産管理につきましても、これまでどおり市長部局に所管替えの方向で話し合いを進めてまいりました。しかしながら、平成17年に入り、用途廃止した教育財産のうち、取り壊しを予定しているものは教育委員会の所管課で管理するという市公有財産規則に基づき、土地、建物の管理については所管替えの後も引き続き教育委員会で行うべきではないかとされたことから、これまで継続して協議を行ってまいりました。その後、平成20年度の鳥屋野小学校、平成21年度の酒屋小学校、割野小学校における市長部局との協議につきましても、市の財産管理担当課の考えに沿った方向で協議を重ね、土地、建物の管理については所管替えの後も引き続き教育委員会で行うことといたしました。

これまでのこうした経緯を踏まえ、協議が整わないままとなっておりました旧万代長嶺小学校の土地、建物につきましても再度協議を行った結果、用途廃止に伴い解体する校舎及びグラウンド用地については、処分方針が決定するまでの間、施設課が管理すると決着したことから、平成22年4月30日をもって教育財産の用途を廃止し、普通財産とするものでございます。

用途を廃止する教育財産につきましても、土地及び建物とも記載のとおりでございます。用途廃止後の処分方針につきましては、市長部局で検討することとなっておりますが、処分方針

が決定するまでは、先ほど申し上げたとおり、施設課で管理を
してまいります。

○委員長

ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に対してご意見、ご質問をちょう
うだいしたいと思います。

○田中委員

要望というかお願いなのですからけれども、改築していただいたり、
移転したりしても、旧校舎がずっとそのまま残る場合もわけですが、
その場合、今までその小学校に登校していた児童たちが、その前を
通って通学するような形になっているのですけれども、鳥屋野小学
校に関しては、1階の窓ガラスなどが割られたということもありま
して、そういう姿をずっとさらしておくと、子どもたちからも小学
校がかわいそうだというような声も聞かれまして、できるだけ早い
期間にどうするかを決めて、壊すなら壊す、改築するなら改築して
別な活用をするとか、あまり長い期間置いておくというのは、今
までその校舎で学んでいた児童にとってはちょっとつらいところ
があるかなという気がいたします。

○施設課長

私どもも、財産を管理する財産管理運用課に対し、これまでど
おり早期の処分を要請していくとともに、それまでの間の管理に
当たりましては、ガラス等毀損されたような場合は直ちに修復し、
また、囲いをするなど、そういったことが起きないような手当て
をしてまいりたいと考えております。

○小嶋委員

基本的なところで申しわけないのですけれども、この教育財産と
普通財産を、どのように使い分けられているのを少し教えていただ
けませんか。

○施設課長

教育委員会が利用しているものが教育財産、それ以外の未利用
のものは普通財産と考えていただいて結構かと思います。

○委員長

ただし、管理は教育委員会がやるということですね。

○施設課長

今ほどご説明申し上げましたが、これまでは、教育財産から普通
財産に移管された場合に、その土地、建物の管理もすべて市長部
局でということだったのですが、平成17年から財産規則を厳格に
運用するというので、その管理についても教育委員会の所管課で
行うようにという話がございました。その中で協議をしてみられ
ましたが、これまで協議が整わず、その間に統合してきた学校に
つきましては、教育委員会所管課で管理することとしました。そ
れで、これまで残ってございました旧万代長嶺小学校の跡地につ
きましても、鳥屋野、酒屋、割野と同じように、所管替えはされ
たけれども、処分が決まるまでの

○小嶋委員

管理は教育委員会で行うということにしております。

今の田中委員の意見と併せてよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長

そのほかございますか。

実際、具体的にどういう格好になるのですか。

○施設課長

例えば、不審者が簡単にその用地に入らないように囲いをするとか、駐車場として今まで使っていたところにも自由に出入りができないようにロープを張るとか、そういったものの管理です。それから、いろいろと、木が植えてあるところがありますが、そういった樹木の管理、枝が伸びたらそれを伐採をしていくといったことの管理は私どもでやっていきます。

○委員長

早急に決定しないと、非常に無駄なお金がどんどん出ていくということになりますよね。その辺り、どうなのでしょう。建物は解体ということに決まっているのですか。

○施設課長

基本的には、それについては、市の方針としてはすべて売却していくという方針であります。そして、その建物の除却については、基本的には払い下げをした相手側での除却というようなことを財産管理運用課では考えているということです。

○委員長

売却ですか。

○施設課長

原則的には、その処分も含めた売却ということで考えているようです。

○委員長

なかなか買わないですよ、こういう使い勝手の悪いところは。

○齋藤委員

これから少子化がどんどん進んでいきますと、こういうケースは市の中心部に増えていくのが目に見えているわけです。ですから、印象として、一定の時期がくるまで待っていて、建物消却負担もすべて買い主にとというのは、一般の取り引きから考えてまず成立する可能性は非常に少なくなるのではないかと思います。その辺のところをもっと実態にあったような形の運用、例えば、広いグラウンドなどは、売却相手が決まるまでは仮の駐車場とかそういう形の営利を目的とするような管理にするということは、法律的には無理なのですか。

○施設課長

それについては、どのような利用形態でやっていくかということについては、財産管理運用課で処分方針も含めて決定していくものと認識しております。ですから、私どもとしてはそういった、今委員から話があったような利用形態が可能であれば申し入れをして、そのような利用形態が可能かどうか検討してもらいたいと思っております。

○委員長

齋藤委員がおっしゃるように、こういうケースがどんどん増えていく可能性は高いので、町の景観上、あるいは防災上でも問題がこれから多くなると思います。起きてしまってからではだめなので、やはり防止をするための意思決定をなるべく早くやるような形で、システムの的に考えていく必要があると思うので、その辺り、ご検討を願いたいと思います。

○施設課長

承知しました。

○委員長

そのほか、よろしゅうございますか。

それでは、第3号議案教育財産の用途廃止につきましてはご承認願えますでしょうか。

ありがとうございました。

続きまして、議案第4号第29期社会教育委員の委嘱について、生涯学習課からお願いします。

○生涯学習課長

生涯学習課でございます。議案第4号、6ページでございますが、お開きください。

社会教育法第15条に基づきまして、第29期社会教育委員の委嘱についてお願いするものです。委嘱期間は、平成22年度5月2日から平成24年5月1日までの2か年間となっております。7ページに名簿を用意いたしました。社会教育委員の人数につきましては、社会教育法の第18条において、地方自治体の条例で定めるとしてございまして、本市条例では11名の定数としております。昨年までの第28期の委員を下段に、第29期の委員を上段に示しました。第29期の氏名の前のほうに継続、それから新規の別を記入してありますけれども、継続委員が6名、新任委員が5名となっております。

社会教育委員は平成16年からの第26期から委員の公募を実施しているのですが、今回、2名の応募はあったのですが、残念ながら該当者がございませんでしたので、公募分につきましては私どもで委員の構成、それから地域の配慮をさせていただきまして、11名とさせていただきます。

委員のうち女性が5人、前期よりも1名多くなっております。構成率は45.4%です。年代構成としては、30代が1名、40代が2名、50代が7名、60代が1名で、平均年齢は51.5歳となっております。昨年度よりも少し若返っております。社会教育に関して昨年度大変お世話になり、急逝されました齋藤勉委員長に代わり、社会教育の専門の新潟大学の先生を委員としてお願いしているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいた

	<p>します。</p>
○委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明に関しまして、ご意見、ご質問をちょうだいしたいと思います。</p>
○田中委員	<p>NPO法人のヒーローズファームというのはどのような団体でしょうか。</p>
○生涯学習課長	<p>拠点を西蒲区巻町におきまして、子どもたちに農業体験をさせているというものが主流でございます。最近では、学生たちの就労に関するチャレンジを企画して、新潟大学とタイアップしてやろうというように動いているところです。選んだ理由は、やはり子どもたちを農作業を通じて自立させていくというような活動について注目して、選ばせていただいております。</p>
○委員長	<p>よろしゅうございますか。</p> <p>そのほかございますか。</p>
○小嶋委員	<p>公募の方がいらっしやらなかったということですのでけれども、今までと違った募集をしたのでしょうか。</p>
○生涯学習課長	<p>それはありませんが、応募者の数としては、平成16年から比べますと激変をしております、今年は2名でございました。</p>
○山田委員	<p>2名というのは今までで最低ですか。</p>
○生涯学習課長	<p>最低です。</p>
○委員長	<p>その応募された2名の方は、社会教育委員としては少し問題があるなということなのではないでしょうか。</p>
○生涯学習課長	<p>論文が制限字数を遙かにオーバーされておりましたので、審査対象から外させていただいたということが1点あります。もう1名の方は、審査会を現社会教育委員の2名と事務局で開催させていただいたのですが、その結果でございます。</p>
○委員長	<p>そのほかございませんでしょうか。</p> <p>それでは、第29期社会教育委員の委嘱につきまして、ご承認いただけますでしょうか。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、議案第5号平成23年度使用新潟市立小学校・中学校・特別支援学校用教科用図書採択に関する基本方針について並びに議案第6号平成23年度使用新潟市立高志中等教育学校前期課程用教科用図書採択に関する基本方針について、議案第7号平成23年度新潟市立高等学校用教科用図書採択に関する基本方針について、関連がございますので、ご説明をお願いしたいと思います。</p>
○学校支援課長	<p>よろしくお願ひいたします。</p>

第5号平成23年度使用新潟市小学校・中学校・特別支援学校用教科用図書採択に関する基本方針についてから説明いたします。8ページから順に説明します。

採択の基本方針は5点あります。1点目、教科用図書の採択に関しては「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」関係法令及び通知に基づいて厳正に行うこと。2点目、教科用図書の採択には、学校経営や学習指導の任に当たる教職員の教科用図書の研究成果とその意見を参考にすること。3点目、教科用図書の採択は、教科用図書選定委員会の答申に基づき、新潟市教育委員会が決定すること。4点目、これは今年度ですが、平成23年度使用小学校の教科用図書及び一般図書（特別支援学校・学級用）の採択を行うこと。5点目、平成23年度使用中学校の教科用図書は、平成22年度と同じ教科用図書を採択することという5点でございます。

次の議案第6号に移りますが、これは高志中等教育学校前期課程用教科用図書採択に関する基本方針でございます。これについては、基本方針は4点です。1から3点目は今説明したものと重複しますが、1点目は、教科用図書の採択に関しては「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」関係法令及び通知に基づいて厳正に行うこと。2点目は、教科用図書の採択には、学校経営や学習指導の任に当たる教職員の教科用図書の研究成果とその意見を参考にすること。3点目は、教科用図書の採択は、教科用図書選定委員会の答申に基づき、新潟市教育委員会が決定すること。4点目ですが、平成23年度使用中学校の教科用図書は、平成22年度と同じ教科用図書を採択することという4点でございます。

引き続き、第7号、10ページをお開きください。10ページは、平成23年度使用新潟市立高等学校用教科用図書採択に関する基本方針でございます。これは、教科用図書の採択は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第23条6号の規定によって、新潟市教育委員会が行うが、採択に当たっては、各学校がそれぞれの教育課程に即し、教職員の意見や希望が反映されるようにすることとします。採択の基本方針は、市立高等学校長に、その学校に適する教科用図書を次の各校によって選定させ、その結果を尊重して採択することとします。1点目、自校の教育課程実施にもっとも適切であると判断される教科用図書であること。2点目、文部科学省の教科書編集趣意書等を活用するなど、教科用図書の比較検討を組織的、計画的に行うこ

と。3点目、選定のための委員会等を設ける場合は、人選や機構について慎重に考慮し、責任体制を明確にすること。4点目、不当な宣伝や勧誘に左右されることなく、公正を確保すること。

以上でございます。議案第5号から7号までまとめて説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

○委員長

ありがとうございます。

まず、議案第5号に関しまして、何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。それでは、議案第6号に関しまして、いかがでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。それでは、議案第7号、お願いいたします。

ございませんか。

(4)の不当な宣伝や勧誘というのは、具体的に何か過去に不当な宣伝や勧誘というのはあったのでございますか。

○学校支援課長

特に通知等も毎年出されておりますので、学校も我々教育委員会もこれについては十分注意しておりますので、そういうことがあったという話はありません。

○委員長

想定されることでもないわけですね。何か想定されることあるのでしょうか。

○学校支援課長

想定としては、業者が働きかけてくるということが想定されるので、こういう基本を示したり、通知としては必ず毎回出ています。

○委員長

ありがとうございました。

そのほかございませんでしょうか。

それでは、一括でご審議願います、議案第5号、6号、7号、ご承知よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございました。

続きまして、議案第8号は職員の人事措置に関わる案件でございますので、非公開といたします。報告終了後に非公開案件として審議することとします。

第4 報 告

○委員長

それでは、報告事項に入らせていただきます。一番最初、新潟市立学校適正配置審議会答申について、学務課からご説明をお願いいたします。

○学務課長

学校適正配置の報告に入ります前に、先ほどご質問がありました新津第二中学校の件を先にご説明させていただきたいと思

います。新津第二中学校の校舎の中で、昭和 37 年と 43 年に建設されたものがございまして、ここにつきましては、合併建設計画で、現地で建て替える予定になっております。平成 22 年度に基本設計をいたしまして、平成 24 年度から工事に入るという予定でございます。

それでは、学校適正配置の関係で、2 件報告させていただきます。はじめに、本日午後 2 時にございました適正配置審議会からの答申でございます。審議会の雲尾委員長から佐藤教育委員長に答申書が提出されましたので、お手元の答申の写しで説明させていただきたいと思っております。また、もう 1 枚、A 4 判で概要も作りましたので、参考にご覧いただきながら説明を聞いていただきたいと思っております。

まず、平成 20 年 7 月に教育委員会から諮問した事項でございます。答申の 36 ページをお願いいたします。ここからが諮問書でございます。隣の 37 ページに諮問した事項がございます。

1 点は、学校適正配置の基本的な考え方で、適正規模と適正配置を図る範囲と進め方について。2 点目は、具体的な適正配置についてどのように進めていくべきかでございます。1 点目の基本的な考え方のうち、まず、適正規模につきましては、9 ページをお願いいたします。9 ページの(3)適正規模の①に考え方がございまして、特に、はじめの 2 行で、子どもたちは、ある程度の人数がいて多様な人間関係がある環境の中で揉まれ、互いに成長していくことが望ましいという考え方が示されております。この部分につきましては、教育ビジョンの学力、体力に自信を持ち、世界と共に生きる心豊かな子どもという基本目標、そしてビジョンの学校教育の方向で示されている、自分の力に自信を持ち、地域を誇れる子どもを育てていくということに沿った学校規模の考え方が示されているものと考えております。さらにこの部分の 3 行目に、子どもたちにとって公平で良好な教育環境を創ることが大切という考え方が示され、2 行飛びまして、教育効果が期待できる範囲として適正規模を考えたとされております。

10 ページの②新潟市の適正規模のところ、記述の中に、適正規模は目安であり、すべての小中学校を適正規模にするものではないという断りを付けたうえで、小学校の適正規模は 12 学級以上 24 学級以下、中学校は 9 学級以上 18 学級以下としております。ちなみに、小学校は、統合の場合に国が適正規模としている範囲と同じでございます。中学校は県の教員配置の基準

で技術系の教員を専任で配置することができる9学級から、生徒指導上の理由で18学級までとしたものでございます。1点目の後段、適正配置を図る範囲と進め方については、12ページの(4)適正配置で配慮すべき事項が進め方に対応するものでございます。

中間報告の説明を行った際に、市民の方から、地域の理解が大事ならば、配慮すべき事項をもっと前に持ってくるべきだというご指摘がございまして、構成を変えたことから、進め方の部分が先にきております。この進め方については、①地域との協働や②子どもの教育環境、通学の安全など、5点が挙げられております。適正配置を図る範囲については、14ページの5具体的な適正配置(方向性)の(1)考え方の中の下から5行目のところで、本来、全市のすべての小中学校が新潟市の適正規模であることが望ましいと述べておりますが、ここでとどまりまして、10ページの先ほどの②の記述と合わせますと、適正規模が望ましいが、すべてを適正規模にするものではないというような読み方になります。

諮問事項の2点目、どのように進めていくべきかについての意見として、14ページの(2)適正配置(方向性)の進め方のはじめの2行、適正配置にあたっては、地域からの意見に柔軟に対応する必要があると、地域の皆さんと十分に協議を重ねる必要があるとしております。(2)の最後の2行にありますが、答申で示す方向性は、平成27年度の時点で小規模校と大規模校を適正規模化する一つの例として、16ページ以降に組み合わせの例を示しております。15ページに概要がございまして、この答申の例では、小学校が38校、中学校が18校少なくなることになります。答申では、地域の皆さんとの十分な意見交換と協働が前提でございまして、方向性はあくまでも一つの例であるということに注意が必要でございまして、審議会の審議につきましては、中間報告と区ごとの審議状況を市議会や区の自治協議会などに説明し、いただいたご意見を踏まえて答申ができております。55ページ以降に、いただいた意見と審議会の考え方が示されております。

このあと報告させていただきますが、市議会の決議もございまして、答申等、これらの意見を踏まえまして、今後の進め方をはじめ慎重に検討してまいりたいと考えております。まず、答申の報告は以上でございまして、

続きまして、議案の14ページに市議会の決議がございまして、

これについて報告させていただきます。平成 22 年 3 月 23 日の本会議で決議されたものでございまして、その趣旨は、最後の 2 行にあります、市長及び教育長に対しまして、保護者、地域の声を十分に踏まえ、拙速な統廃合方針の決定をしないよう求めるものでございます。この趣旨を踏まえながら、慎重に、今後の適正配置を検討してまいりたいと思っております。

○委員長

ありがとうございました。

補足をいたしますと、先ほど私はこの方針を見させていただきました。委員長、委員の皆さんの意見を考慮させていただきたいのと同時に、この答申は、あくまでも地元と協議をしながら慎重に検討させていただきますということを、委員長として申し添えておきます。

この件に関しまして、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

○山田委員

何度かその答申について、その時々説明をいただいて、おおむね内容は分かりますし、またぜひやらないといけないことだと思うのですが、この次の手はどうなるのですか。今後の方向といたしますか、そのことについて少し説明していただけますか。

○学務課長

今の状況としましては、一つは、国の動きがございます。文部科学省で学級編成基準を検討するというように副大臣が申しております。その動きがどうなるかによって、この答申が 40 人学級を前提としておりますことから、調整が必要になる可能性がございます。そのようなことも踏まえて、また、議会の決議もございますので、地元の意見をどのようにいただいていくかということを慎重に考えていきたいと考えております。2 点を柱に、これからの方策をこれから検討させていただきたいと思えます。

○山田委員

直接、各区に働きかけるとか、区のコミュニティ協議会に提案をしていくとか、そういうことは今のところは一切ないと。

○学務課長

これからの進め方につきましては、これから事務局で国の動きなども見ながらしっかりと事務局案を作りまして、教育委員会の場でご了解をいただいたうえで進めてまいりたいと考えております。

○委員長

そのほか、いかがでしょうか。

ありがとうございました。

次に、小・中学校教員採用選考検査について、教職員課、お願いいたします。

○教職員課長

平成23年度新潟市小・中学校教員採用選考検査の概要につきまして、ご説明いたします。本日配付の資料でございます。

今回で4回目の採用検査の実施となります。今年度の基本方針に入ります前に、昨年度との変更点についてご説明いたします。別紙と書かれてあるプリントをご覧いただきたいと思ます。昨年度との変更点でございますが、4点ございます。

1点目は、採用パンフレットであります。採用パンフレットの中に、教育ビジョン基本構想の構造図と5つの学びの扉についての紹介を新たに入れ、新潟市の教育の指針についての理解を図ることにしました。イメージとして、昨年度のもの比べると、このようになります。昨年はこういうA4判裏表のパンフレットでございました。それがこういう見開きになりまして、中に新潟市の教育はこういう全体像なのだということを示します。これが1点目でございます。

2点目です。中学校教諭の採用についてでございますが、昨年度募集しませんでした美術科、家庭科に加えまして、今年度は技術科も募集はいたしません。

3点目です。第2次検査における小学校の実技検査の内容についてでございますが、昨年度までは小学校の実技検査の内容がマット運動、鉄棒運動、跳び箱運動、水泳運動でございました。しかし、様々な領域の適応能力を見るために、今年度は、鉄棒運動、ボール運動、縄跳び運動、水泳運動に変更させていただきました。

4点目につきましては、提出書類でございます。受検者の立場に立ち、二つの書類について改善いたしました。一つは、職歴証明書についてでございます。特別選考Ⅲというものがございまして、これは教職経験者特別選考に該当しますが、その特別選考Ⅲについて、勤務先、在職年月、職名等が複数書けるように改善いたしました。もう一つの書類については、自己PRカードでございます。クラブ活動、部活動名称の前に丸、ボランティア活動の場合には四角、その他の活動の場合は米印を付けて書いていただくようにしました。また、どのような点に留意して書けばよいか、細かく注釈を入れました。

以上が改定点でございます。

それでは、もう1枚のプリント、採用検査の概要についてに沿いまして、今年度の概要をご説明申し上げます。はじめに、基本方針でございます。昨年度は、一連の取り組みにおきまして、クレームを受けることは1件もございませんでした。しか

し、慢心せず、厳正な検査の運営に努めて、一層の公正、公平、透明性を高めたいと考えております。

次のⅡ選考検査の内容・方法についてでございます。第1次検査の問題の作成は、これまでと同様、新潟県と共同で行います。ただし、筆記検査Ⅰ（教職・一般教養に関するもの）については、昨年度と同様に外部委託により市独自に作成したいという方針でございます。次に、受検区分と採用予定数ですが、小学校教諭 20、中学校教諭 10、養護教諭 6、計 36 人程度の予定でございます。先ほど申しましたように、中学校の美術、技術、家庭科の採用は、市内の定数状況から、今回の採用は見送ることになりました。また、障がい者特別選考につきましてはこれまでも実施しておりましたが、今回も 1 名程度の枠を設けることにいたしました。第1次検査を 7 月 10 日、11 日の 2 日間行います。県のほうは第1次検査では個人面接は行いませんが、新潟市は人間力重視の選考ですので、第1次検査の段階からしっかりと一人一人を面接によって見ていきたいと考えております。なお、第2次検査は 8 月 18 日から 20 日の 3 日間で実施します。会場は第1次、第2次検査とも宮浦中学校を使用させていただくことになっております。なお、これらを記載した受検案内の配布、願書の受け付けにつきましては、4 月 26 日から行いまして、締め切りは 5 月 22 日までとなっております。第1次検査の結果は 8 月 4 日に通知、最終合格者への通知が 9 月 30 日という予定となっております。

○委員長

ありがとうございました。

ただいまの教職員課に何かご意見、ご質問をちょうだいします。

○山田委員

採用数が大変少なくなってきているのですが、20人、10人、6人、活力が失われる心配があるわけですが、これは県全体がそうなのですか。

○教職員課長

今ほどの山田委員のご質問にお答えします。採用数が少ないということにつきましては、政令指定都市スタート時の県との人事交流の協議ルールがございまして、新潟市採用の場合は、採用後 5 年間は新潟市で勤務させ、その後市外へ。一方、新潟市への転入は、従前どおりの 3 年ルールで行うということになっております。したがって、今年度は、普通であれば新採用、3 年終わった人間が外へ出る年なのですが、新潟市からは外に出て行かない、その人たちが約 70 名近くおります。そういったようなところで、今年、来年はその年代の人たちが出てい

	<p>かないということになります。したがって、市外校に出るのは平成25年からとなりますので、この2か年間については採用数をその分抑制しなければならないということでもあります。</p>
○山田委員	<p>そうすると、2年たつと従来の線に少し戻るのではないかと いう予測をされているわけですね。</p>
○委員長	<p>そのほかございますでしょうか。</p>
○小嶋委員	<p>昨年度との変更点の4番の提出書類についてなのですけども、勤務先、在職年月日、職名を複数記入できるようにしましたということなのですけども、そのところで、働いていた方々の職務経歴というか、どのような職場の立場で働いてこられたかというような内容を含めたものがあると、なおいいのかなと思っております。</p>
○教職員課長	<p>職歴証明につきましては、このような様式になっておりまして、この中で職歴証明、こういったように従前と比べて、要するに勤務歴がある方ですので、もう少し欄がほしいというところがありまして、増やしたということでございます。</p>
○小嶋委員	<p>その内容というか、どのように働いてこられたかというのが面接だけではなかなか分かりにくいので、ぜひそういう内容のものを含めていただければ、各欄を設けていただければと思います。</p>
○教職員課長	<p>そのことも含めて、慎重に選考検査に当たりたいと思っております。</p>
○山田委員	<p>もう一つ、先ほどちらっと昨年度の障がい者の採用についてお話をされたと思いますが、昨年、障がい者の採用はありましたか。</p>
○教職員課長	<p>小中の教諭ではございません。枠は1名設けましたが、実際には応募者がございませんでした。しかし、これはいつも議会でも話題になっておりますが、こちらとしては、該当者があった場合、人事委員会にすぐに働きかけ、車いすの手配であるとか、市は点字の準備とか、一連の準備ができるように体制を整えております。</p>
○山田委員	<p>分かりました。応募があれば考えていけるということですね。</p>
○委員長	<p>そのほか、ございますでしょうか。 この第2次検査の面接は、従来どおり民間2名に事務方1名という構成でよろしゅうございますか。</p>
○教職員課長	<p>そのように考えております。</p>
○小嶋委員	<p>もう1点。美術、家庭に加え、今年度は技術も募集しません</p>

ということは、中学校はもう十分いるということなのでしょうか。それともどうということなのでしょうか。

○教職員課長

採用数というのは基本的には退職者数、そして中学校の場合は教科の人間たちがどのくらいいるかということで左右されるわけですが、正直なところ、今後5年間の退職予定者数を見たときに、例えば、技術においては55歳から60歳までの人は全くおりません。したがって、欠員が生じる要素がないということでございます。同じように、家庭科についてもその年代層で一人となっております。中学校の各教科によってはそういう教科があります。ただし、それで必ずしもよしということではなく、また、県との人事交流もありますので、市外に出ている方が戻ってこられる要素もありますので、そこをしっかりと把握して当たりたいと考えております。

○委員長

そのほかございませんでしょうか。

ありがとうございました。

続きまして、新潟県立特別支援学校高等部について、学校支援課からお願いします。

○学校支援課長

特別支援学校高等部についてご説明いたします。

資料17ページをご覧ください。4月14日に新聞報道にありました新潟県立特別支援学校高等部についてでございます。平成24年度の新潟市学区における知的障がい特別支援学校高等部への志願者数の推計値と定員につきまして、資料の1番をご覧ください。これは平成21年度に県が作成した資料でございます。この資料によりますと、平成24年度の志願者数は179人と推計されています。それに対して、新潟学区の定員の総計は130人となっております。進学する学校の内訳は、江南区にある県立高等養護学校や、今年度西蒲区に開校した市立西特別支援学校に隣接した県立高等養護学校手まりの里分校など6校となります。179人の志願者推計に対して定員が130人ですので、定員超過数として49人、約50人の定員超過となります。知的障害特別支援学級は、1クラス10人の定員ですので、5学級が不足になります。このような推計をもとに、今後の対応につきまして、県教育委員会と協議を進めております。

県からの要望としましては、2番にありますように、知的障害特別支援学校高等部希望者数の急増に対して、地域の子どもは地域で教育することを前提に、新潟市には空き教室のある学校から設置場所を選定してもらい、その施設を利用した県立特別支援学校の分校という形で、高等部を新たに開設するなどの

方向で検討したいということでございます。

次の3番には、他市における市立学校を利用した高等部の設置例をお示しいたしました。平成21年度に阿賀野市で駒林小学校を改修し、県立新潟養護学校駒林分校が開校しております。糸魚川市と十日町市でも市立小学校を改修して県立の高等養護学校の分校を開校してきております。

説明は以上でございますが、新潟市の子どもが新潟市で学び育つことができるように、平成24年4月の県立特別支援学校高等部増設に向けて、県と丁寧協議を進めてまいります。なお、この件につきましては、14日に文教経済常任委員会でもご報告いたしました。

○委員長

ありがとうございました。

ただいまの件について、ご意見、ご質問をちょうだいしたいと思います。

○田中委員

去年、一昨年はなかったと思うのですがけれども、なぜ急に定員超過数とか教室がないという問題が出てきたのか。急に高等部へ進学するお子さんたちが増えたのかどうかお伺いしたいと思います。

○学校支援課長

この件については、昨年度から県から推計値等については報告をもらっていました。今後そういうことが想定されるので、共通認識を持ってもらいたいというようなことは聞いておりました。具体的な内容までの協議には至っていませんでしたが、そういうことで、急に私たちもこれを知ったということではありません。

それと、どうして増えてきたのかということなのですが、一つには、特別支援教育というものに対する理解がずいぶん進んできています。小学校に入る前にも保護者に丁寧に説明をするようになっていきます。そういうことで、特別支援学級への入級や特別な支援といった指導を望む保護者が、増えてきているということもありますし、一番は、とにかくこの特別支援教育ということについての理解が、広まってきているということが要因だと考えております。

○委員長

そのほかございますか。

平成24年から分校という形で増設をしていくと。想定される場所というのはすでにあるのでしょうか。空き教室があるかどうか。

○学校支援課長

この5クラス足りないということでの話は進んでいますが、それを県と市でどのように分けて、市の教室を提供するのを何

学級にするとか、どこの地域にするとかということは、これから急いで決めなければならないとは思っていますけれども、今、協議の最中です。

○委員長

何校か候補は出ているのですか。

○学校支援課長

私どもも、とにかく市としては空き教室を提供して、そこに県立の分校を作ってもらおうというスタンスですので、空き教室等は施設課と私どものほうで調べて候補をいくつか考えてはいます。

○委員長

ありがとうございました。

そのほかございませんでしょうか。

ありがとうございました。

続きまして、新潟市教育フォーラム2010について、地域と学校ふれあい推進課、お願いいたします。

○地域と学校ふれあい推進課長補佐

地域と学校ふれあい推進課でございます。資料の18ページをご覧くださいと思います。毎年教育委員会で主催して開催しております教育フォーラムを、本年度は、仮称の段階ですが、教育フォーラム2010「新潟市の教育は、どう変わったか！」～学びを支える 学・社・民の融合～というテーマで開催させていただきます。日程は、7月24日土曜日の午後、市民プラザで開催する予定にしております。

基調講演につきましては、現独立行政法人国立女性教育会館理事長の神田道子さんをお願いし、子どもを取り巻く状況を理解してもらおう。また、ボランティアの必要性、ボランティア自身にとってのよさを理解してもらい、ボランティアを受け入れる学校教職員も、学校だけで子どもを抱えずに地域住民と一緒に柔軟に取り組むメリットなどについて、講演をいただく予定にしております。

また、基調講演のあとにパネルディスカッションを計画しております。パネルディスカッションのコーディネーターについては、青森中央学院大学の高橋興先生に依頼をしております。なお、この高橋先生は、新潟市の地域と学校パートナーシップ事業の取材に何回か訪れ、本市の事業の内容を理解されている方でございます。パネリストとして、篠田市長、NPO法人スクール・アドバイス・ネットワーク理事長の生重幸恵さん、新潟市教育コーディネーターの郷扶二子さん、東中野山小学校のボランティアで活躍されております平井久さん、両川中学校長の橋谷田登先生の予定をしております。平成19年度に市単独事業で始まり、同事業のパイロット校である8校で始まった地

域と学校パートナーシップ事業の成果を、広く周知するとともに、そのことで学・社・民の融合による教育を進めてきた新潟市の教育がどう変わったかを検証し、学・社・民の融合による教育を全市的にアピールしていく機会としたいということで計画をさせていただきました。

○委員長

ただいまの報告に関しまして、いかがでございますでしょうか。

この生重さんという方はどういう方でいらっしゃいますか。

○地域と学校ふれあい推進課長補佐

都内の学校でPTA会長などを経験している方で、その後、杉並区学校教育コーディネーターとして活躍をされました。その後、学校教育支援における地域の活性化などを目的としてNPO法人を立ち上げ、杉並区教育委員会との協働で、現在も連携した活動を行っています。また、各地で学校支援の地域活性化のプロジェクトに参加したりしているということで、本事業と大変結びつきの強い方でございます。

○委員長

神田道子さんは何をお話しされるのですか。

○地域と学校ふれあい推進課長補佐

この方は国立女性会館理事長に就任される前に、東洋大学の学長として女性学の他に、社会教育学などを専門にされている方で、著書に現代における婦人の地位の役割等に参画するものが多くありますけれども、教育といった面にも精通しています。フォーラムの講師候補に挙げられた理由としては、毎年地域教育コーディネーターの県外研修の宿泊に、国立女性教育会館を利用した際に神田理事長の講義をコーディネーターが受けまして、ぜひ新潟に一度来て話をさせていただきたいというようなことも一つの要因となっております。

○委員長

そうすると、逆に言うと、地域コーディネーターの皆さんがぜひ神田さんのお話を新潟で聞きたいという要望があったわけですか。

○地域と学校ふれあい推進課長補佐

はい。それが直接的に選んだ理由ではありませんけれども、そのことも当然加味されております。

○委員長

何をお伺いしているかといえば、新潟市の教育がどう変わったかというテーマで、このフォーラムを通して誰に何を訴えたいのかということがよく見えてこないのです。その辺のところの議論はされたのですか。

○地域と学校ふれあい推進課長補佐

基調講演の中で、先ほどもお話しさせていただきましたけれども、子どもたちを取り巻く情勢、それとボランティアの受け入れ、学校だけで子どもたちを抱えずに住民と一緒に柔軟に取り組むというような、学・社・民の融合による教育を進めてい

く中でお話をさせていただいて、その後に地域と学校パートナーシップ事業についてパネルディスカッションでその内容を明らかにしていくということでございます。

○山田委員

神田先生というのは、高橋興先生が推薦されたわけですか。

○地域と学校ふれあい推進課長補佐

それは違います。

○鈴木教育長

わたしも現時点で神田講師がどんなお話をされるか詳細に承知していませんが、多分、基調講演の中では、神田講師は学・社・民の融合の必要性などを改めてここでおっしゃるという形だと思います。新潟がどう変わったかというのは、その後のパネルディスカッションで明らかにしていくと考えています。

○委員長

そうしますと、ストーリーが見えてこないのです。

○田中委員

どう変わったかということがテーマ、こう変わったとかああ変わったとか、これは全然変わっていないという、地域の声みたいなものもパネルディスカッションの中で聞きたいと思うのですが、それはやはりコーディネーターやボランティアの方がそういう地域の声を、代表ということでパネリストになれるわけですね。

○地域と学校ふれあい推進課長補佐

そうです。実際に携わってもらって、この事業に一番精通されている方ということで、その内容をお話ししてもらって、今の事業を検証していただくと。

○委員長

そうすると、やはりどちらかという是学校関係者というよりも市民の皆さんを重点的に啓蒙したいという思いがあるのですよね。市民の皆さんをどうやって動員していくかということが最大のポイントだと思うのですが、その辺は何か仕掛けみたいなものは考えていらっしゃいますか。

○地域と学校ふれあい推進課長補佐

広報等を活用しながら、学校からも情報を発信してもらって、その辺のPRをしっかりと周知していきたいと思っております。

○委員長

すでに後期の教育ビジョンに入っているわけですから、今さら知らないとは言えないわけですよ。逆に言うと、当然、新しく小学校1年生で入られた保護者の皆さんもいらっしゃるわけだから、そういう皆さんをきちんと啓蒙しながら学・社・民の融合を推し進めていかないと、最初は燃えているけれども、あとは知らないみたいな、けっこうこういうことは多いので、その辺り、意識をずっと保護者の皆さん、市民の皆さんに継続してもらわないと、これは一朝一夕にはいかない事業でありますので、その辺りも考えながらフォーラムは仕掛けていく必要が

あると思います。その辺りのこともぜひ考慮に入れながら臨んでいただきたいと思います。

その他、何かございますか。

○小嶋委員

申し込みのところで、市民の方をもう少し多くということであれば、学校関係者をもう少し外して、少しバランスをとったほうがいいのではないのでしょうか。

○齋藤委員

委員長のおっしゃるとおりで、申し込み、7番を見ると、半分は学校関係者で半分は市民でしょう。だからどなたにターゲットを絞ったものなのかというのが、これを想定されること自体が少しずれている、ポイントが絞れないのではないかと思うのです。今のお話を伺うと、委員長のお話も含めると、学校関係者をこんなにたくさん想定するフォーラムなのかなと、極端に言えば、むしろゼロでもいいのではないかと。その他の関係者40名くらいの枠組みでいって、あとは一人でも多くの市民の方に、今の現状とこれからに向けてどんなことを思っていたのかというフォーラムに、向けていったほうがより効果があるのではないかと思うのですけれども。

○地域と学校ふれあい推進課長補佐

検討してそのように、努めたいと思います。

○委員長

よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございました。

第5 次回日程

○委員長

次回の日程について説明を求める。

○教育総務課長

5月定例会は、5月13日（木）午後3時30分から、6月定例会は6月4日（金）午後3時30分からでお願いしたい。

第6 閉会宣言

○委員長

午後4時30分、閉会を宣言する。

(非公開部分)

(議案第8号職員の人事措置に係る訴訟について、審議し、可決する。)

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

署名委員